



# 「個人情報保護法のいわゆる 3年ごと見直しの検討の充実に 向けた視点」について

2024年12月5日

# 1. はじめに

- 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理 全体に対する意見は以下の通り
- これらはいずれも、現行法の基本的な枠組みが継続されることを念頭に置いた意見である

## ▶ データの利活用は日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの1つ

## ▶ 個人情報の保護と利活用のバランスが重要

## ▶ 制度設計に当たっては民間事業者の実態の継続的な把握・考慮が必要

- ▶ かなり多くの重要な論点が含まれており、特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、結論を急いで拙速に法改正することは避けるべき
- ▶ 実態把握や影響分析、立法事実の確認をしっかりと行っただうえで、慎重に時間をかけた議論が必要
- ▶ ステークホルダーとの継続的な議論を行っていくという方針に賛成
- ▶ 各分野において関係する他省庁も含めて議論する必要がある
- ▶ ビジネスやサービスの実態を踏まえて利活用と保護のバランスをとるためにも、丁寧かつ密なコミュニケーションが重要
- ▶ 利活用を促進するための官民連携の枠組みを作り上げていくことを期待

## 2. 中間整理への意見の概要

- 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理 各項目に対する意見は以下の通り
- これらについても、現行法の基本的な枠組みが継続されることを念頭に置いた意見である

### 中間整理の各項目への意見の概要

- ✓ **生体データやこどものデータ規制**  
→ 利活用すべき分野や実務に大きな影響を及ぼしうるため、**利用目的・取得時の状況、取得後の運用や管理、利用のされ方（アウトプット）**といった各段階において、何を問題視し、何からどのような方法で保護するのか、実態把握や影響分析しつつ慎重に
- ✓ **「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の明確化**  
→ 「適正な取得」については萎縮効果のおそれがあることから具体化や類型化には慎重であるべき  
また、Cookie・電話番号等について、連絡可能という理由で個人情報と同様の規制をすることには強く反対
- ✓ **課徴金制度、団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入** → 萎縮効果のおそれがあり**強く反対**
- ✓ **漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化** → **賛成**
- ✓ **本人同意を要しないデータ利活用**  
→ **同意を要しない要件を見直し**、契約の履行に伴う個人情報の提供や、犯罪・不正利用防止目的などの利活用が認められるような制度にし、**AIにおけるデータの利活用については、阻害するのではなく、適切な利活用が促進されるような方向での議論を**
- ✓ **その他**  
→ **プロファイリング**：具体的に何が問題なのか等、実務実態を正確に把握したうえで慎重な議論を  
**PETs**：より安全なデータ利活用促進のために官民が協力し**利用促進に向けた前向きな議論・検討を**  
**データポータビリティ**：ニーズの有無含めて議論・検討を

### 3. 検討会でのこれまでの議論を通じて感じた方針や認識のずれ

- 既存法の枠組みの中で検討されている中間整理への意見は上述の通りである一方、検討会でのこれまでの議論を通じて、それぞれの立場のステークホルダーが持つ様々な疑問や、共通認識が醸成されていないと感じる部分が改めて浮き彫りになりつつあると感じる

- 適正な利活用やデータの流れを前提としたデータ政策
- データ戦略の中での個人情報保護法の位置づけ
- 保護すべき「個人の権利利益」の内容やリスクファクター
- 「個人の権利利益」と比較衡量される他の利益
- 法執行における方針
- 取得から利用までの適正性を判断する視点
- 「取り扱う」とは何か
- 利用目的の通知・公表・同意の個人の意識に対する効果  
etc.

例えばこういったことについても、現行法の枠組みにとらわれず、広く意見を聞き、時間をかけて自由闊達に議論する必要があるのではないか  
※参考4の視点の例とも関連する